

京都の闇市

田中 はるみ

はじめに

敗戦後の日本は、焼跡、闇市から始まった。あるいは、「焼跡、闇市の時代」とひとくくりにして考えるのが一般的である。そこからは、空襲を受け、焦土となった場所に立つ闇市だけが想像される。だが敗戦直後、日本の至る所で闇市は出現したのである。

これまで日本の闇市について、歴史学から本格的にアプローチした研究は、なかなかみつからない。一九五二年に発表された大塚斌・高橋洸・濱誠「戦後における露店市場」(大河内一男編『戦後社会の実態分析』、日本評論社)は、失業者の存在の場としての露店市場の構造と変遷を検討している。その後の研究によく引用されているが、これは立教大学の学生が一九四六年三月から翌年八月まで新橋、上野、新宿の各市場を対象にした調査に基づいたもので、東京における研究である。

一九七〇年代に大阪・焼跡闇市を記録する会編『大阪・焼跡闇市』(夏の書房、一九七五年)、東京焼け跡ヤミ市を記録する会(猪野健治編)『東京闇市興亡史』(草風社、一九七八年)がそれぞれ出版され、大阪・東京の闇市の実態がある程度解明された。しかし、この二書を編集した団体名に表れているように「焼跡闇市」は、つねに一体化したものととして受け止められていた。東京焼け跡ヤミ市を記録する会の趣意書での「確認点」として「焼跡闇市は被災都市の民衆にとつて、『戦後』の出発点であった」と記されているように、焼跡闇市という一体化の中での闇市は、あくまで被災都市における姿であった。

一九八〇年代には、都市生活文化論からのアプローチがすすみ、星野朗・松平誠「池袋『やみ市』の実態」(『応用社会学研究』二五号、一九八四年)、松平誠『ヤミ市——東京池袋』(ドメス出版、一九八五年)、松平誠・木谷薫「ヤミ市の生活学」(『生活学』一九八六)が次々に発表された。実証的ですが、これらもまた被災都市東京の闇市

である。

一九九〇年代になると、運動史の立場から広川禎秀「大衆運動と民衆」(歴史学研究会編『日本同時代史 1 敗戦と占領』、青木書店、一九九〇年)が、在日朝鮮人・中国人への弾圧と大阪の闇市に対する強硬的取締りとの関係を指摘した。また思想史の立場から赤澤史郎「社会の変化と戦後思想の出發」(歴史学研究会『同前書』)と「戦後思想と文化」(中村政則編『近代日本の軌跡 6 占領と戦後改革』、吉川弘文館、一九九四年)が、焼跡と闇市に象徴される戦後状況を、近代日本史上空前の規模での無政府的状况の出現と位置づけた。「経済統制違反を意味する闇取引の市場が焼跡の街に次々と設置された」「闇市が都市民の生活を支えていた」と記されているように、その研究対象は空襲を受けた東京の街であった。

そして一九九五年、松平誠『ヤミ市 幻のガイドブック』(筑摩書店)が出版され、東京の闇市の全体像が明らかにされた。ただここでイメージされる闇市は、東京の現在の盛り場につながる連鎖式の飲食店、呑み屋が中心である。以上のようにこれまでの闇市研究は、戦災都市である東京大阪が対象であった。しかし全国各地、鉄道の主要駅前に闇市が出現していたことを各自自治体関連の出版物は教えてくれる。それは、戦災、非戦災を問わず、敗戦後の日本を象徴す

る現象だった。戦後日本の出発点となった闇市について、廃墟になった都市と、人も家も変動が少なかった都市における状況を同じように考えてよいだろうか。そこには、おのずと違った姿が見えてくるのではないだろうか。戦災、非戦災両方の都市における実態を明らかにしてこそ、戦後の日本の経済状況がつかめることになるのである。

本稿では、厳密に非戦災都市とはいえないが、比較的被害が少なかった京都を対象にした。表のように東京、大阪の人口が一九四〇(昭和一五)年から一九四五(昭和二〇)年の

表 戦災都市と非戦災都市の人口比較

		年	
		1940年	1945年
戦災都市	東京	678万人	278万人
	横浜	97	62
	名古屋	133	60
	大阪	325	110
	神戸	97	38
非戦災(小規模戦災)都市	新潟	15万人	17万人
	金沢	19	20
	京都	109	87

(注)1940年は『昭和15年国勢調査報告』, 1945年は『昭和20年人口調査』から作成。

五年間に半分から三分の一に減っているのに対し、京都は若干減ってはいるものの異動は少なく、戦災都市と小規模戦災都市のそれぞれの特徴がうかがえる。焼け出された人が少ない状況は、闇市にどのように影響したのだろう。またほとんどの家が被災をまぬがれており、一般商店もその例外ではない。つまり闇市をしのご数の一般商店が営業していた訳で京都市民は、一般商店と闇市の両方を利用していたのである。

京都の闇市について、その始まりから閉鎖まで、露店の組織化、京都市民の意識、一般商店との関係、行政当局の対応、占領軍の対応など、おもに『京都新聞』の記事を紐とぎながら、その実相に少しでもせまってみようと考えている。

一 闇市のはじまりと組織化

「昭和二十年（一九四五）十月ごろ京都市内にヤミ市が出現した^⑥」ことになっている。たしかに『京都新聞』一九四六年八月一日付記事「京都の闇市 禁制品を売らぬ 健全露店へ更生」には、「京都の闇市は昨年十月ごろステーションホテル横の道路で一軒、パンを焼いて闇値で売りはじめたものが京都での草分け」と書かれている。だが実際には、敗戦直後に出現していた。『京都新聞』一九四五年八月一七日付には「市内の或る場所には殆んど集団的に露店が朝のうちか

ら店を張って、ありとあらゆる季節物の野菜の煮込みや団子やくず餅などを売ってゐる。勿論営業配給などない筈だから全部材料は闇で仕入れるのだらうが、それにしても滅茶苦茶に高値だ」とあり、街頭の声を伝える「録音」欄記事であることから考えて、敗戦直後の京都には、既に事実上の闇市が生まれていたのである。空襲後の焼跡を整理する必要もなく、素早く露店営業ができたのである。

京都府警察部経済保安課^⑦が一九四五年一〇月現在で、統制違反状況をまとめた資料によると、「街頭ニ於ケル闇」の取締りの最も早い日付は九月七日で、新京極路上での大豆・ならば販売である。また同資料では「斯種事犯ハ終戦後頓ニ増加シ新京極、京都駅附近ニ於テハ恰モ闇市場ノ觀ヲ呈シツツアリタルヲ以テ、目下市内各署、経済保安課ニ於テ強力ニ之ガ取締ヲ実施シツツアリ」として、新京極、京都駅附近の存在を裏付けている。一〇月下旬一〇日間の経済保安課の取締り総件数は六八件、取締り総人数は七一人で、その中二五件、一五人が送局（送検）されている。

この当時の露店商人については、自由党京都支部の調査から一〇月までには「街商組合聯合会」としてまとまっており、約一〇〇〇人が組織されていたらしい（『京都新聞』46・7・5。以下『京都新聞』からの引用をカッコ内に示すときは、日付のみを記す）。一二月になると「広く市内各所にある闇

市場の改革と強力な指導統制を目指し、自由市場開設準備委員会が組織され、第一着手として七条内浜附近に共栄市場が開設された(45・12・15)。従来の闇市場を解消して明朗な自由市場をつくり、庶民の台所と直結することを目的とし、悪徳商人は排除し、協定価格の統制を厳守し、将来は純益金の一部を拠出して戦災者のために役立てることを計画していた。既に一月一七日には、生鮮食料品の配給価格統制は撤廃されており、生鮮食料品に限って自由販売が許された時期、闇市が闇でなくなる一時期に設立されたのである。㊦撤廃で錦(中京区)の魚市場が久し振りに活気を取り戻し、「思ひ思ひに売出す各店で価格の違ふものもあるし、全く自由市場の姿を展開した」(45・11・25)と報じられた頃のことである。

一九四六年一月二〇日、五条警察署長が世話役となつて、テキ屋の親分達による「大日本京都俠商聯盟」が設立された。「街頭商人の不正を封殺して正しい商業魂を養ひ、社会問題化せんとしてゐる自由市場の肅正」(46・1・19)をおこなうことを目的とし、血縁式には、親類固めの盃事を交し、五条署長の激励の辞を受けるといふものであった。記事によると、当時街頭商人は約六〇〇〇人と伝えており、約三か月で六倍に増加している。

その後、俠商聯盟は、警察に積極的に協力し、三月二七、二八日には、五条署管内の錦、寺町の露店一斉取締りにも参

加した(46・3・29)。また六月四日には、浪曲大会の純益金三万五〇〇〇円を府庁に持参、生活困窮者の救済資金として同胞援護会に寄附している(46・6・6)。

このような警察との協調関係は、他にもみられ、二月下旬か三月上旬には松原署管内で「親交団」が結成され、三月二〇日には西陣署管内で「京都義商会」が結成されている。いずれも自治的な街頭商団として明朗な再出発を誓い、警察に協力することで自分たちの生き残りをはかったのである。一月三十一日、全国一斉におこなわれた所得税の申告の際も「親分の許に申告用紙を一括して配付し、親分の懇切な指導で万全を期する」(46・1・25)措置がとられたようである。㊧

二 京都市民の意識

闇市に対する市民の意識について、代表的なものを『京都新聞』の投書欄から拾ってみよう。

下らう者の満腹感を満たすわづかの抜け道として特に黙認の形を取つてゐられるのか知らないが、純然たる闇と分かつてゐる限り何とか取締れないものか(45・8・17)。

(男)

誰一人闇で求めてゐない人はありません。その日一日が送れない、生きて行けない、せつぱつまつた所で求める人

が多いと思ひます。求める人のある以上売手もあるのです。交換そのものも闇の一種です。闇を公然と認めて下さい。盗人を認めろといふのとは違ひますが、闇は認め方がいと思ひます。認めるのが嫌でしたら配給をもつと上手にして欲しいものです(45・10・3)。(女)

七条通や京極の屋台店や塩小路高倉附近の小路を漁つて見ると、蒸藷、団子、雑炊、大豆で作つた代用パンを凄い値段で公然と売つてゐる。しかも大繁昌である。そんな高価なものでも買つて食へることの出来る人達はそれによいが我々月給生活者には到底そんな真似は出来ない。生活費は毎月赤字である。もつと真剣に闇の撲滅、暴利の取締、そして食糧の円滑配給に力を尽して早急にその問題の解決を図つて欲しいと思ふ(45・10・15)。(男)

これ等所謂闇市を利用するに非ざれば生きることの出来ぬ者のある事実を正視し、此の世相を確かと認識して闇市を利用せずとも最小限度の生活を確保するの方途を講ずることを忘れてはならない。徒らに取締の為の取締であつてはならぬ。更にこれ等闇行為の源泉たる農家の闇を嚴重に取締る必要がある(45・10・27)。(男)

闇市がなくては生きていけない実情から必要悪としてその存在を認める意見、徹底的な闇市の取締りを求める意見と賛否両方あるようだが、両者の根底には、政府による統制の失

敗を批判し、正常な配給によって食糧を確保したいという共通の願望があるのである。そして必要悪として存在している闇市そのものだけを取締まっても無意味であり、その源泉である農家の闇を取締り、供出を指導することが闇市の撲滅につながるかと主張している。後述する経済保安課(経済防犯課)や警察署の取締りも同様の認識でおこなわれている。

さて一女性から闇の一種だと批判された百貨店での物々交換は、どのようにおこなわれていたのだろうか。一九四五年八月から京都市物資更生協会^⑩によって、大丸と丸物両百貨店に常設の日用品交換会が開設された。当初から主食の米、麦を除いて大豆、缶詰などの食料品が出品され、煙草一〇本と大豆五合、ジャム缶一つと足袋二足、タオル三本とメリケン粉三〇匁というような交換相場ができていた。「家族の多い家庭では配給の缶詰を出して大豆に代へ、女兒のゐない家庭へ配給された赤字袋の交換(45・9・18)等、当時の画一的な配給制度の欠陥を補なつてくれた。

ところがその後、「物が足らぬ足らぬといひながらかういふ色々なものが此処に出て来てゐる事がその人々の眼にどういふ風に映るかといふ懸念もあり(45・12・4)、食料品、嗜好品の受付を一時中止した。受付が復活したのは、翌一九四六年四月のことで、この時、新たに委託販売部を設け、交換物資を持たない人、特に戦災者や引揚者に適正価格で優先

的に譲渡の斡旋をするようになった。

一方、食料に対する一定の交換相場ができると、物を持っていかないと売らない店が出てくるようになった。府や市が公認した団体がやっているのにわしらがやって何が悪いというのが一般商店の言い分だったのである。投書の女性が語った「交換そのものも闇」の意味は、まさにここにあったのである。食料品が一定の貨幣価格をもってしまったために弊害がおきたのである。

このように問題を抱えながらも日用品交換会は続けられ、一九四六年一月には藤井大丸も加わり、交換成立時に双方が一割の手数料を支払う以外、中間で利鞘を稼ぐ者がないので歓迎され、「有無相通する交換会は現在の社会情勢が続く限り益々盛んになる傾向」(46・9・28)にあった。

三 一般商店と闇市

他の大都市と比べて、京都の空襲被害は少なく、多くの一般商店が存在していた。また九月二五日からアメリカ占領軍の進駐が始まり、第六軍司令部がおかれるようになり、占領軍将兵を対象にした商売が可能になった。

九月末、京都府商工課、京都商工経済会は丸物、丸物、藤井大丸、高島屋の四百貨店ほか袋物、骨董、香、漆器、絵は

がき、人形の店一〇か所を「進駐軍用土産物指定販売店」に決め、査定した商品を陳列させ、「売場の装飾、店舗も進駐軍好みに施設させる等あらゆる援助を与へ、アメリカ将兵の土産物に誠実ぶりを見せ、京都商品の声価を昂めよう」(45・9・30)ともくろんだ。ところが占領軍将兵は、指定店だけで買物をする訳ではなかった。そして同一店舗で同一商品を買ったのに倍額を請求されたという事実も明るみになってきた。そこで府経済保安課では「今後一切の商店ではそれが露店であっても、商売をする場合必ず適正価格を明示し、日本数字を用ひてゐるものは他の余白に算用数字を併記するやう」(45・10・3)各商店を指導していくことにした。一〇月四、五両日には、府経済保安課員ほか五条、七条、松原、伏見各警察署員五〇名が出動、約五五〇店の価格取締りをおこなっている。その際の違反者は一九〇件にのぼり、桐下駄一足八五円、花緒一足二二円、ミシン糸五匁一五円など公定価格の二、三倍以上で売っていたのである。中には、故意に織維製品の査定証紙を削り、公価の二倍以上の価格表示をしていた店もあり、「進駐軍を相手としなくとも各商店では必ず正札をつけて販売するやう指導と取締を続行することになった」(45・10・6)。

このように闇市の露店商だけでなく、一般商店の暴利が目立って増えていたのであり、このことが翌年夏の闇市閉鎖に

も影響していくことになる。

さて指定店となった四百貨店は、一〇月初旬に次のような新聞広告を出した。

進駐軍向 御手持の衣裳類譲受

▼ 皆様の御手持の振袖模様、絵羽々織、訪問着、人形等進駐軍土産用適品の御提供を願ひます

▼ 買取りでも依託でも結構でございます

占領軍將兵向けの土産物といっても、敗戦間もないこの時期に新品がそうたくさんある訳はなく、また生産もおぼつかず、頼りになるのは一般家庭に残っている古着だけであった。そして同時期、古着商も「進駐軍向古着誠実買受」といった広告を出し始めるのである。この古着をめぐる、翌年、京都では熱い商戦がおこなわれることになる。

一九四六年一月、百貨店以外の古着商で新聞広告を出したのは七件であった。それが二月一件、三月二件、四月四件、五月二三件、六月三一件、七月四四件と急増していく。ある商店が六月九日付新聞に「雨後の筍と学歴非称女代議士と古着買ひますの看板の多い事よ、一枚の筍皮は是非信用と責任のある老舗へ」と広告したように、新聞に載らない看板を掲げただけの「思ひつき古着屋」は三〇〇〇店以上あるといわれていた(46・10・15)。何故このように古着商が増えたのだろうか。

初めは、占領軍將兵向け土産品が商いの中心だったのが、復興の進展とともに、戦災者、引揚者用として東京、大阪、名古屋、神戸などの需要が増えてきたのである。「元來が着倒れの京に加へて全国に唯一つの恵まれた非戦災大都市だけに嫁入衣裳などは京都以外では殆んど手に入らず、(中略)新円のダブつく地方の農山漁村の需要が拍車を加へて」(46・9・14) 活況を呈するようになった。価格も月を追って上がっていき、一日だけで一五店もの広告が出た八月二八日のある商店の広告には、「古着大暴騰買入 振袖丸帯八〇〇—二〇〇〇位」の字がおどっていた。春に比べて二倍以上、戦時中の六、七倍の値がついたのである。雨後の筍のように「思ひつきの古着屋」が生まれても、この時期最も儲かる商売だったのである。八、九月頃、京都市内でだいたい月五万円、仕入値一五〇〇万円、地方への売値二〇〇〇万円といわれており、月五〇〇万円の利益を生み出す商売であった。

三月三日物価統制令が公布され、京都府警察部が露店に対して新取締り方針を打ち出した時、古着商の資格については「古物商鑑札を携行し、古物譲受、譲渡台帳への記入を励行」(46・2・27)とあるだけで、露店でも一般商店でもその値つけに制限はなかったのである。「中古衣類例外許可価格」という事実上の公定価格が設定されたのは、その年九月二十五日のことであった(46・10・15)。

闇市の露店と一般の古着商の關係で興味深い事実がある。西陣署管内の京都義商會が結成された時、その幹旋につとめたのは、古着商「みやこや」の主人であった。「みやこや」は本店以外に三店舗を持ち、「年中無休 露店の特長をつかんで 進出した可愛しい 皆様…のデパート 弘法さん、天神さんのお買物気分 気楽にお越し下さい」(46・2・26)という広告を出しているように、露店商に対して理解があり、好意的であった。食料品の販売に比べて古着の商売は、闇市の露店商と一般商店との間に大きな溝が生まれにくかったのである。

後述する闇市の閉鎖(一九四六年八月一〇日)後、「互に暴利をいましめ、需給の適正円滑を期すべく」(46・9・14)、各警察署管内に数か所の古着類交換市場(仲間のセリ市)が設立されることになった。

闇市閉鎖後の府經濟部・警察部は「経済秩序の確立はむしろ一般商店にあるとして、その指導取締に全力を集中」(46・9・15)した。販売禁制品は、八月中は各商店から各統制機関に供出するよう指導し、終了後の九月五日から十日まで全市内の一般商店に対して、正規ルート以外の統制品と退蔵物資の撤廃、価格違反、価格表示などについて徹底的な取締りをおこなっている。その結果闇退蔵物資として摘発されたものは、食糧一五件(送局四、注意五)、繊維一四件(送局

七、注意七)、燃料四件(送局二、注意二)、ゴム一件(送局一)、紙二件(注意二)であった。価格違反にいたっては、取締り総件数一五一五件、そのうち送局四八件、注意三五三件で、価格表示違反は取締り総件数九一六件、うち送局一六件、注意三一九件にのぼっていた。

以上のように京都においては、闇市と同様に一般商店の統制違反行為も多く、両方相まって当時の経済状況が形づくられたのである。

四 行政の対応

一九四五年一二月に開かれた府会における、闇の取締りについての木村知事の答弁をみてみよう。

勤労者諸君の窮迫状況はよく承知してゐる。錦などの自由市場や闇市場に関しては或意味での安全弁をなしてゐるやうに思ふ。無許可飲食店の暴利についてもこれ又一がいに排斥出来ぬ。法の偉力を發揮し峻厳な刑罰のみを以て臨むことはどうかと思ふ。日用品も同様で④でモノを出廻らさうとしても却々出廻らぬ。一つの悪を抑へるために十の不便を大衆に及ぼすことは考へものであると思ふ。勿論非常に高いものについては取締りが已むを得ざる程度のものについては黙認価格として望みたい(45・

闇市は今では一つの社会的安全弁をなしている。無許可営業の飲食店もひもじい人が外食できるという意味合いで一概に排斥できない。日用品の⊙無視も物を出廻らす一策としてある程度やむを得ない。要は一の悪を押さえる(闇の取締り)ため、一般市民の生活が不便になることを考えなければならぬのだというのである。

また別の質問に対して、「金さへ出せば手に入る闇取引を取縮れば相当数の物資に達するといふ御意見だが、闇退治をしたからとて食糧問題が解決するとは思へぬ」(45・12・8)と答えている。食糧問題を解決するためには、闇市の取締りだけでは効果は期待できない、農家の供出にも問題があると考えていたのである。

このような知事の姿勢は、取締まる現場にいる警察部の調査結果を反映しているようである。京都府警察部が一〇月に街頭の闇商人の徹底的撲滅を目標に、その利用者について調査をおこなっている。屋台店の利用者は、屋台を何よりの食糧補給源とし、空腹を満たすはけ口として、通勤者にとって唯一の資本である靴の修繕は、法外な闇を承知で応じざるを得ない状況などが明らかにされている。これに対して府当局は「単に業者の価格のみについて一方的取締を継続するといふことなく、屋台店や靴修理業者等で真に存続やむ

を得ずと認められた限度においては、闇仕入れを行はせるやうなことなく、適正価格による原料仕入れを保証し、あくまで公正な価格で利用者の需めに応じるやうな方策を樹てる」(45・10・28)として、屋台店対策として直ちに市農業会幹部を召集して、野菜の責任量供出に関する打合せをおこなっている。また京都地方検事局では、生鮮食料品の⊙撤廃にともなう闇市などの暴利行為の取締り強化とあわせて、主食糧の闇行為を厳しく取り締まって徹底的に横流れを防ぎ、農家の供出割当完遂を促進させるため、違反者の摘発検挙をおこない、嚴重処罰することになった(45・11・25)。

このように行政当局は、闇市を必要悪として、なかば黙認する傾向があったが、これは先にふれた一般市民の意識とも共通性をもっていたのである。しかし実は配給と統制の失敗に対する行政の無策を隠すために、社会的安全弁としての闇に問題をすり替えていたのである。

行政当局の無策に対しては、一月三日、京都市上京区春日町聯新烏丸頭町内会が町民大会を開き、知事に対して次のような要望を決議している。

- 一、家庭向け蔬菜配給増加
- 二、食料品配給の登録店の変更
- 三、うどんその他の自由販売を止め、これを家庭配給に向けること(45・11・6)

一については、行政当局と農業会係員の供出勸奨に対する熱意と努力不足をあげ、農家の供出意欲振興策を提起している。二は不正業者の自然淘汰をねらったものである。三は前三好知事が「府民の食生活明朗化の手段」(45・10・27)として、うどん、パン類の自由販売をおこなったことに對し、並ぶ余裕のない人もいて不公平であるから、その分配給にまわしてほしいという内容である。多くの市民が行政当局の対応のまずさに憤っていたのであり、新烏丸頭町の決議は、一般市民の声を代弁していたのである。

次に闇市の取締りに對する警察の対応を検討してみよう。社会的安全弁としての闇市、必要悪としての闇市という考え方が大いに反映しているが、それ以上に取締りに影響したのは、一般商店の悪質な統制違反行為の存在ではなかったか。一九四六年八月一日、内務省の命令によって全国的に闇市閉鎖が断行されたが、京都でも七月末から八月初にかけて、府当局内で閉鎖に関して活発な論議がおこなわれた。その中での高橋府警察部長の談話から闇市取締りに對する考え方を導いてみたい。

内務省からは地方の性格に應じ、適当な取締りを行ふやう指令されたが、京都は非戦災都市といふ特殊事情にあり、大阪などと比べても闇の程度が良い方と考へてゐるので、阪神と歩調を合せつつ、独自の立場から露店屋台

店取締規則をつくつて新らしい市場の建設と指導にあたる(46・7・30)。

京都は大阪等と違つて、闇市を閉鎖しただけでは經濟再建はなりたはず、むしろ街の商店の方が闇市以上大規模に統制を乱してゐるので、闇市閉鎖と関連して今後これから商店の取締りも徹底的に行ふつもりである(46・8・3)。

東京、大阪と違つて、京都は非戦災都市であるため、闇の程度が良く、むしろ一般商店の方が闇市以上に統制を乱している。闇市閉鎖に對し、あまり積極的でなかつた姿を読み取ることが出来る。これは、空襲被害が少なかつた京都では闇市よりはるかに多い商店が散在し、その業態如何が一般市民に闇市以上の影響を及ぼしていると考えられていたためである。閉鎖以前、その取締りの段階においてもこのような警察の姿勢は一貫していたのであつて、主要食糧は徹底的な取締り対象となつたが、その他は目に余る悪質なものを以外は、柔軟な対応だつたようだ。それも一般商店の統制違反件数の多さと関係があるものと推察できるのである。

五 闇市の閉鎖

一九四六年八月一〇日、午前〇時、京都の闇市の幕は降ろ

されることになった^⑧。閉鎖時の状況は、共栄市場(四二〇軒)、新京極附近(三六〇軒)、東九条岩本町、出町橋西詰、七本松中立売、西堀川四条、奈良電ガード下、五条橋東などに各一〇〇軒前後の闇市があり、おもなもの一七か所、これに露店を加えると三五か所、二二八七件約一万七〇〇〇人の業者が生活の場としていたのである(46・8・1、8・4)。

闇市閉鎖といっても、そもそもは露店商の徹底的粛清をするため、当時施行されていた価格統制令、物資配給統制規則などに併行した露店営業取締規則を新たに施行し、これによって主食品、繊維製品、生鮮魚菜、塩、煙草、マッチ、味噌などを露店商の販売禁制品として指定、八月から各都市同一歩調で取締まるというものであった。七月一八日には、六大都府県(警視庁、京都、大阪、神奈川、愛知、兵庫)の経済防犯課長会議が開かれ、今後の露店商の取締り対策について協議している(46・7・20)。そして七月二六日の衆議院地方制度委員会で、内務大臣が「新橋、渋谷両青空市場には閉鎖を命じ、他の市場には自粛の範囲内で営業を許可してゐる。全国の市場に対して緩急よろしきを得た取締りをする。今後問題については出来るだけ存置せしめる最初の方針を変更、情勢次第ではこれらの市場は逐次閉鎖させる」(46・7・27)と言明し、全国的に闇市は閉鎖の方向に向かうことになった。

京都では、まず七月二五日、府庁に露店営業代表、朝鮮人聯盟の代表ら約二〇人を集め、闇市の完封対策について万全を期すために事前警告をしている(46・7・27)。七月二九日、京都市内の全警察署長を招集、協議したが、闇市について存廃両論が出て結論が出せず、他都市と歩調を合せて八月一日からの闇市閉鎖はおこなわないことに決まった(46・7・30)。七月三十一日、緑日露店取締り規則を決定、京都府令として告示し(告示日は未定)、これによって闇市を廃止し、販売禁制品を売らない健全な露店としてその一部を再出発させることになった。

このように取締り対策を協議している最中の八月二日、占領軍京都軍政部司令官ジェフィールド少佐は次のような指令を出した。

京都府に現存する自由市場即ち闇市場は美と文化の都市である京都の恥辱である。これらの自由市場は極めて重大深刻なる諸問題を発生させ、各種犯罪、病気および不潔物を培養する。これら自由市場は市将来の発達に悪影響を及ぼし、明らかに将来の発展の障害である。これら自由市場の即時是正並に閉鎖のため、所要手段に着手することを貴下に命ず。

命令を受けた府では、同日午前緊急部長会議を開催、午後に高橋警察部長を中心に関係各課長が具体案を協議、五日

に正式な閉鎖命令を出し、今後の緑日露店取締り方針を明らかにすることになった(46・8・3)。占領軍の強い要請があつて、閉鎖の断行が決定されたのである。

八月三日、自由市場代表三〇人が警察部長を訪問、失業者対策として緑日露店の復活、組合幹部の公選、自主制確立などについて陳情した(46・8・4)。八月五日、一〇日午前〇時を期して一斉に闇市を閉鎖するとの府の命令が出される。六日、自由市場代表を招致、占領軍指令の内容と趣旨を説明し、閉鎖命令を傳達した。また各警察署でも九日までに管内の代表を招いて同様に傳達するよう指示を出した。これに対し、自由市場の代表者は、警察の手を借りなくとも自発的に平穩裡に閉鎖することを約束し、今後は各警察署管内で統制ある組合を作って緑日露店として再出発することを誓つた(46・8・6、7)。

閉鎖当日の様子は新聞は「七条市場共栄会が圓越親分の手配で午前三時から整理班が繰り出し、自分らの手で建物の撤去や道路の清掃などもやつてのけ、他の市場もそれぞれ自発的に店をたたみ、簾を外し、柱を毀し、未練もなく市場と別れていった」(46・8・11)と伝えている。警官隊も拍子抜けする位、静かな幕切れであつた。

さて八月五日、府令として出された「緑日露店営業取締規則」^⑭の下、闇市の露店商たちのその後はどうなつたのだろうか。

か。第二条に「知事の指定した地域及び日時内でなければ、営業することができない」とされた地域及び日時は、八月九日に告示されている。それによると指定地域は七七地域で、指定地域毎に出入店可能軒数が定められている。この指定地域での営業を望む者は、所定の書面(本籍、現住所、氏名、生年月日、営業の場所、営業の種別、取扱商品の種類、屋台その他設備の概要を記入)を所轄警察署に提出し、許可された者には、八月二〇日、新鑑札が交付されることになつた。

緑日露店の開業許可が出た初日の八月二〇日、それら指定地域に業者の姿はなく、利用者はとまどつたようである(46・8・21)。その原因は、鑑札申請者が全指定地域へ自由に店を出せるようにと、大多数が指定地全部を申請したためである。結局申請を一たん取下げ、改めて可能な範囲での申請をさせている。それでも新鑑札交付前の特認として、二二日の弘法さんと二五日の北野天神の露店が許可されることになつた(46・8・27)。また新鑑札が交付され、営業許可が出た二〇日紙面から「あすの露店」という欄が登場し、一般市民に緑日の場所と時間を伝えてくれるようになった。

八月末になると「同取締規則」第一〇条「営業者は、一警察署区域毎に組合を設け、その統制に服さなければならない」に基づいて、判明している限り、次のような組合が結成されている。八月二四日「大秦緑日露店商組合」「中立売露店営

業組合、八月二六日「川端縁日露店営業組合」(二三一人)、八月二七日「松原露店業組合」(約一〇〇〇人)、九月二日「七条署管内縁日露店営業組合」、九月一六日「伏見区露店業組合」(約五〇〇人)。これら新しい露店商の組合長は、闇市時代に結成された旧組合の幹部が引継いでおり、テキ屋の組織が温存されることになった。ただ「同取締規則」第一四条に「何人も露店の設置又はその営業について権利金等を收受し、若しくは、どの様な名義を使つても負担を課することはできない」と規定され、それまでの不当な日銭(一日分の場代)徴収ができなくなったのである。

闇市閉鎖時、明朗な縁日露店の復活を誓つた露店商たちであつたが、八月二五日の北野天神では一〇〇〇余の露店のうち、禁制品の煙草や青果物の闇売りで七八人が検挙されている。また九月三日付『京都新聞』には「闇市その後」として、「夜更けともなれば各郊外電車の発着駅や市電の交叉点等或は大きなビルのシャッターの下りた玄関の石段で、それこそ眞の闇パンや闇すしが道行く人の財布をねらつてゐる。或はまた話に聞けば市内の某劇場では廊下に並んだそれは、恰も従来への闇市を凌ぐものがある」と記しており、規模は小さくはなかつたのである。

また朝鮮人小売業者の動きとしては、八月二三日、懇談会

を開いて今後の組織と統制を協議している。さらに八月末には、京都朝鮮人小売商業組合が組合員の生命緊急防衛対策委員会を設け、協議の結果、自由市場閉鎖による失業者救済、摘発押収物資の行方追求、金持本位の統制機構改革の実現、公設自由市場の新設等の決議文を府に提出している。しかしその後行政当局がどのように対応したかは不明である。

おわりに

敗戦後の日本人の大多数は、ひもじく、飢えていた。たとえ値段が高くても欲求を満たすことができる闇市に人々は群がった。日本各地、鉄道の駅付近や建物強制疎開の跡地で闇市は生まれていた。日本全国で焼跡のない都市はあるが、闇市のない都市はない。これほど敗戦直後の日本の状況を語る事象はないのである。にもかかわらずこれまでの闇市研究の対象は、戦災都市である東京や大阪であつた。焼跡・闇市は常に一体化の中で論じられてきたのである。

本稿では、非戦災(小規模戦災)都市の代表として、京都の闇市を取り上げたが、資料に乏しく、その多くを新聞記事に頼らなければならなかつた。だが戦災都市の闇市とは違つ、その姿が少しでも明らかになつたと考えている。今後は、聞き取り調査などさらに深めると同時に、他の非戦災都市(新

潟市・金沢市など)の闇市についてもその実態を明らかにしていくつもりである。

最後に敗戦後の日本を占領し、弱体化していた政府や警察に対し、最も影響力をもっていたGHQが闇市に対してどのような認識をもっていたのか検討してみたい。

一九四五年九月二日、マッカーサー司令部は指令第三号を出している。九月一九日、日本政府が生鮮食品の統制撤廃を発表したことに對する措置であった。その目標は「一般必需品ヲ取得スルニ際シ一般市民ハ裕福ナル人ト同等ノ機会ヲ与ヘラルルコトヲ確保スルコト」と「インフレーションノ発生ヲ防止スルコト」^⑧にあった。さらに一〇月一日、クレマー大佐は「インフレノ唯一ノ解決策は物資供給ノ増加デアアル、然シソレガ望メナケレバ統制ト割当制ガ必要デアアル、割当制とは大衆ニ対シ生活必需品取得上富者ト同等ノ機会ヲ与ヘルモノデナクテハナラヌシ、賃金及物価ノ統制ハ大衆ガ合理的な価格デ之ヲ買ヘル様ナモノデナクテハナラヌ」という談話を発表している。生活必需品を得るための機会に貧富の差があつてはならない。大衆が合理的な価格で生活必需品を買うことができる。これがGHQが描いた状況であった。それに対し、闇市ではお金を持たない者は何も買えないし、業者が一方的に値段をつけるという状況で、まさに正反對の位置にあった。

そして二月「国民生活用品ノ製造販売価格ニ関スル特別措置」^⑨に対して、GHQ側は「現下ノ情勢ニ於テハ強力ナル価格及配給ノ統制ヲ実施スルコトニ依リ一般庶民ノ生活安定ヲ期スベク、闇商人ノ如キハ即時之ヲ檢挙シ嚴罰ニ処スベキナリ、此等措置ノ極メテ困難ナルコトハ認ムルモ全力ヲ拵ゲテ之ヲ強行スルノ要アリ」^⑩として、一般庶民の生活安定を阻んでいる闇商人の存在を否定し、その取締り、検挙を強硬的におこなうよう、意向を伝えていたのである。

このようなGHQの認識に対し、一九四六年六月一日「ポツダム宣言受諾による連合国占領目的に有害なる行為に對する処罰等に関する勅令」が制定、公布され、闇市の撲滅を目的にした徹底的取締りが断行されていくようになった。

以上、生鮮食品、日用品の統制撤廃をめぐる政府とGHQの中央での交渉をみてきた。だが日本各地に進駐した占領軍は、それぞれの土地で行政当局や一般市民、闇市ともかかわつたのである。京都においても「五条通りに許可なしにはつていたヤミ市を取り締まろうとしたときですが、署長がいくら先頭にたつていてもダメなんです。本庁の警察部長がいつてもダメなんです。最後はそのシェフィールド少佐の所までいって話をしなければならなかった」と当時の五条警察署長が語っているように、占領軍は闇市の取締りに絶大の権限をもっていたのである。本文でふれたとおり、他府県に比べ

対応の遅れていた行政当局を動かし、闇市閉鎖の断を下したのは占領軍京都軍政部司令官シェフィールド少佐その人であった。各地における占領軍と闇市のかかわりについての検討も今後の課題である。

また占領軍は、日本の闇市をブラック・マーケットと呼び、その存在を否定したのだが、敗戦後できた「闇市」と彼らの考える「ブラック・マーケット」が同じ概念でとらえられていたか、検討の余地があると考ええる。

アメリカ戦略爆撃調査団が「日本の戦時生活水準と労働力の利用」^④という報告を作成した際、収集、利用した資料の中に「日本における食糧問題と闇取り引き」^⑤というレポートがある。ここでは、日本のブラック・マーケットの成長段階について第一期（一九三九～四二年）、第二期（一九四三～四五年）に分けて次のように分析している。統制経済が始まってブラック・マーケットが生まれ、第一期末には各地で機能するようになった。第二期には、民衆が生活していくためにブラック・マーケットに依存するようになり、大きく成長を遂げ、現在（一九四五年一〇月調査時）に至っている。このレポートのいうブラック・マーケットは、戦中から戦後に連続性がみられる。戦中の闇取り引きと戦後の闇市が同一のものとして扱われているのである。

このような占領軍の「ブラック・マーケット」概念が、政

府の経済政策や日本の闇市にどのように影響したかも興味のあるところである。

注

- ① 『東京闇市興亡史』、三～四頁。
- ② 『近代日本の軌跡 6』、一八五頁。
- ③ 愛知県警察本部『愛知県警察史』三巻（一九七五年、四一八頁）には「やみ市は終戦後、戦災都市の国鉄・私鉄駅周辺の焼け跡などに自然発生的に現われ」と記されており、一般的な闇市のイメージとなっている。一方、山陰中央新報社『新聞に見る山陰の世相百年』（一九八三年、四五一頁）は「戦災を受けなかった山陰地方でも各市の駅前を中心に露天ないし掘っ立て小屋のヤミ市が並んだ」と記している。
- ④ 京都新聞社が一九四六年八月初め現在でまとめた戦災一一三都市の復興状況調査によると、戦災によって消失した建物の再建率は大阪四％、東京一四・七％で、総体的に大都市の復興は、ほかどらなかつたようである。
- ⑤ 京都の空襲については、拙稿「京都の空襲・学徒動員・工場疎開」（関西大学史学・地理学会編『史泉』八一号、一九九五年三月）を参照。
- ⑥ 井ヶ田良治・原田久美子編『京都府の百年』（山川出版社、一九九三年）、二四四頁。

⑦ 一九三八年七月、内務省警保局に経済保安課が設置され、京都府警察部においても八月一日から経済保安課が発足した。当時の

事務分掌は、一、経済警察に関する諸法令の施行並に之が犯罪に関する事項、二、物資統制及物価に関する取締監視並に之に関係ある情報の蒐集に関する事項と定められていた（京都府警察本部『京都府警察史』第三卷、一九八〇年、三九五〜三九六頁）。課員については、『大阪府警察史』第二卷によると「経済知識に明るい警察官を各所属から選抜」（大阪府警察本部、一九七二年、四五四頁）していた。本来警察任務の範ちゅうにない経済犯を警察が取締ることに關して、当初から異論があり、経済行政の実施官庁に付属した取締機関を設置する案も検討されていたが、経済統制令違反の取締りが治安上、重大な影響を与えるということから警察組織に加えられることになった。敗戦後、一九四五年一月一九日、内務省は経済保安課を廃止し、新たに防犯課を設置することを決めた。『和歌山県警察史』第二卷によると「和歌山県では昭和二十年十一月二十七日経済保安課を防犯課と改称し、翌昭和二十一年五月一日防犯課を経済防犯課と改めた」（和歌山県警察本部、一九九一年、五七七頁）と記しており、京都府も同様の状況であったものと思われる。その後、経済防犯課と警察署の協力による取締りにもかかわらず、経済統制違反行為は一層エスカレートしたため、一九四七年五月、取締りの徹底強化を図るため、専従取締官の設置が中央から指令され、経済監視官が採用さ

れることになった。

⑧ 京都府「三好前知事、木村知事事務引継演説書」一九四五年一月〇月、京都府立総合資料館所蔵。闇市の取締りについて、これ以後の公的資料は、今のところ見つかっていない。

⑨ テキ屋の親分と警察との協調関係を示すものに一九四六年一月二四日の「七条署襲撃事件」がある。朝鮮人の闇米ブローカーの引渡しをめぐって、朝鮮人聯盟京都本部・華民国京都華僑連合と警察が対立、その間に割り込んだのがテキ屋で、死傷者が出る事件に発展した。

⑩ 記事によっては、京都市物資活用協会としている。一九四五年一月三日に開かれた物資交換座談会で、幹部は「戦前商工省から物価、物資、国民生活の面からは非各大都市で常設的或は臨時的交換会をやるやうに示達を受けた」と語っており、京都で二か所の常設交換所があった（45・12・4）。

⑪ 一般商店の厨房品の闇売りについて、『京都新聞』一九四五年二月三日付記事「お台所品の『闇』を追出し 府商工課で生産調査」に「露店商人ならまだしも堂々と店舗を張って電気コンロ九十五円、電球十五円、アルミ製鍋八十円、バケット十五円から二十円、弁当箱十五、六円等々数へ切れない程のものが登場した。主婦たちが不自由を耐え忍んで来たものばかりが眼前に陳列されたのだから飛びついて買ふのも無理はない（中略）京都河原町や四条通りの商店街でも値札つきで何の遠慮もなく『闇商品』がウ

インドに飾られてゐる。百貨店を除いて果して所謂正札つきの商品販売店が何れほどあるだろうか」と指摘されており、一般商店の統制違反状況をうかがうことができる。

⑬ 京都の闇市閉鎖については、夕刊京都新聞社編『戦後京の二十年』（一九六六年）が『京都新聞』記事に基づいて記しているが、その後の露店商についてはふれられていない。

⑭ 京都府令第七四号、『京都府公報』号外（一九四六年八月五日）。
⑮ 京都府告示第四二四号、『京都府公報』一九九八号（一九四六年八月九日）。

⑯ たとえば大日本京都俠商聯盟の幹部である谷磯五郎は、川端縁日露店営業組合の組合長に就任している。

⑰ 第四条には、但し書「組合規約にこれを定めたものは必ずしもこの定めによらない」があるが、組合規約は、第一条の規定で所轄警察署長の認可が必要であり、事実上法外な日銭徴収はできなくなつたのである。

⑱ 大河内一男編『戦後社会の実態分析』二四八頁に内務省による全国露店出店状況調査が載っている。それによると、京都の露店は七月末（一四〇四店）、九月初（〇店）ということである。七月末の露店商の数も根拠は不明であり、ましてや出店露店が九月には一件もないというのは疑問である。また同調査では、京都の露店商全てが禁制品販売店ということになっており、それ故いわゆる「八・一闇旋風」によって京都の闇市は完封されたというこ

とになるわけだ。『京都新聞』一九四六年八月一日付記事には「全市二千三百軒の闇市の三分の二は御禁制品を売つてゐる」とあつて、内務省による調査結果と違つてゐる。

⑲ 大蔵省財政史室編『終戦直後の財政・通貨・物価対策』（霞出版社、一九八五年）所収「渋沢財政期資料」⑧「物価問題に対する『マ司令部』の態度等に付て」（一九四五年二月七日、物価部）から引用。

⑳ 同所収、「渋沢財政期資料」⑨「国民生活用品の製造販売及価格に関する特別措置に対するG・H・Q側の意向に就て」（一九四五年二月一日、物価部）から引用。

㉑ 京都府企画管理部『京都府一〇〇年のあゆみ』（一九六八年）。
㉒ The United States Strategic Bombing Survey, "The Japanese wartime standard of living and utilization of manpower." (1947.1)。

㉓ "The food problem and black marketing in Japan." 大阪国際平和センター所蔵マイクロフィルム使用。

（関西大学非常勤講師

）